

令和2年度
第2回北杜市環境審議会

会 議 録

北杜市森林環境部 環境課

令和2年度 第2回北杜市環境審議会 会議録

1 会議名 第2回北杜市環境審議会

2 開催日時 令和3年2月12日（金）午前10時00分～午後0時10分

3 開催場所 北杜市役所 本庁 大会議室

4 出席者（敬略称）

出席委員

仲澤幸雄、浅川一恵、三井茂、田崎尚弥、八巻美弥子、深澤みえ子、高橋勝彦、草野香壽恵、浅川正人、藤森勇、進藤眞夫、進藤香苗、井上安秋、赤羽素子、長坂正切刀美津子、宮川勇人

事務局

環境課長

花輪孝

環境保全担当

谷畑祐介、長田ちあき、田中道代

新エネルギー推進担当

日向武彦

株式会社N T T ファシリティーズ エンジニアリング 田宮健雄

会議録署名委員

藤森勇、進藤眞夫

5 議事

- (1) 北杜市再生可能エネルギービジョンの改定について
- (2) 北杜市環境基本条例の改定について
- (3) 食品ロス削減運用指針について
- (4) その他

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

3名

会 議

1 開会（仲澤副会長）

2 会長あいさつ（草野会長）

3 議事

（議長） それでは議事に入る。議題（１）北杜市再生可能エネルギービジョンの改定について事務局から説明をお願いしたい。

（事務局） 北杜市再生可能エネルギービジョンの改定について説明。

（議長） この件について、質問などあれば挙手をお願いしたい。

（委員） 資料１ページの今後の取組方針のところに卒FIT後とあるが、FITとはどういう意味か。また、レジリエントという言葉が出てきたが、あまり聞きなれない言葉であるためもう少し詳しく説明をお願いしたい。

（事務局） まず、FITとは、国が定めた固定価格買取制度のことで、再生可能エネルギーである太陽光、水力、バイオマス、風力等で発電した電力を一定の価格で買い取る制度のことである。期間は２０年間と定められており、２０年後は買取価格が安くなってしまう。これを卒FITという。そのため、北杜サイトについても、稼働開始から２０年後の２０２８年には固定価格買取制度が終了するということをご理解いただきたい。また、レジリエントとは、災害時に対して復旧を早めるという意味だが、市民にもわかりやすいようにカッコ書きなどで説明をしたい。

（委員） 北杜市がゼロカーボンシティ宣言を行い、２０５０年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すための計画が示されたと思っている。この計画は素晴らしい。ぜひ実行していただきたい。ただ、もう一つお願いがあり、この計画を達成するための工程表を作成してほしい。私としては、この宣言を達成するためには、北杜市で１００％エネルギーを自前で作り出すことが必要と考えており、そのためには、例えば、各工場及び家庭で使用する電力は自分たちで賄うなどそれぞれの役割があると考えている。２０５０年までに目標を達成するために、行政・議会・企業・市民・農業者などのそれぞれの役割や何年までにどれくらいの事業を行う

のかを示した工程表を作成すべきと思うが、このことについてはどう考えるか。

(事務局) 何年までにどれくらいということについては、まず2050年までに実質ゼロという目標、もう一つは2030年度に公共施設における二酸化炭素を2017年度に対して40%削減するという目標、この2つの目標になると思われる。また、市民の方の役割ということだが、再生可能エネルギーによる電力を使用すれば二酸化炭素を削減することができるが、現状、再生可能エネルギーの電力の単価が高いため難しい。今後、単価が安くなり家庭でも再生可能エネルギーによる電力を使用することができれば、市民の意識改革につながり、二酸化炭素の排出を削減することができると思われる。今回のプランはあくまでもビジネスモデルとしてのものであり、2つの目標に向かってどういうことができるのか、今後担当部署と連携して検証していきたいと思う。

(事務局) ゼロカーボンシティ宣言をさせていただき、2050年に向けての市の立場をお示しした。また、マスタープランについては、再生可能エネルギーに特化した計画で、2050年に向けて二酸化炭素削減を進めていくものであり、先ほどの発言にあったように、議会、企業、市民の皆様の理解が必要と思われる。今後は、令和4年度に中間の見直しがある北杜市環境基本計画、また、令和4年度に策定予定である次期一般廃棄物処理基本計画に、委員の皆様のご意見や広く様々な方の意見を取り入れながらゼロカーボンシティに向けて進んでいきたいと考えている。

(議長) 3点ほど伺いたい。まず、2ページのビジネスモデルの中の廃棄物適正処理の事業化についての考えを伺いたい。

(事務局) 北杜市内には太陽光発電設備が多く設置されており、家庭用のも含め、これらの太陽光パネルがFIT終了後、不法投棄されるのではないかと懸念している。廃棄物の適正処理について、国もガイドラインを定めて研究を進めているようだが、不法投棄を防ぐためにはまず自分たちが何ができるのか、一般廃棄物処理基本計画との関連性を強めるために本プランにおいても事業化を位置づけさせてもらった。

(議長) 次に7ページの再生可能エネルギー導入ポテンシャルの公共系等太陽光について、非FITとFITで賄うとなると、2028年度北杜サイトが終了した後、非FITを計画する予定はあるのか。

(事務局) 非F I Tについて、住宅用の太陽光発電設備の補助金を交付しているが、補助金の申請をせず設置をしている人もいるため、非F I Tの数値は把握できていない状況である。そのため、来年度調査をしていながら、北杜市全体の再生可能エネルギーの全体量を把握していきたいと思っている。

(議長) 施設を管理するのは市か。

(事務局) 保守管理も含めて地域新電力会社に管理をお願いする予定であり、パートナーとなる事業者を決定し、早期設立を目指していきたい。

(議長) エネルギーの管理は施設管理とは別になるのか。

(事務局) 両方とも地域新電力会社をお願いをしたいと思っている。

(議長) 1ページにRE100化とあるが、これは企業も含めるのか。

(事務局) 企業も含めたもので、まず、公共施設で二酸化炭素削減の取組みを行い、市だけでは限度があるため、企業や民間団体にも協力をお願いしながら官民パートナーシップが結べたらと思っている。

(事務局) RE100化とは、再生可能エネルギーの電力で、公共施設だけでなく一般の家庭や企業の電力をすべて賄うというもので、エネルギーの地産地消という意味でとっていただければと思う。

(委員) このマスタープランはいつから実行するのか。

(事務局) 今回の審議会で出た意見を反映しながら、令和3年4月1日から取り組む予定である。

(議長) 他に意見などないようであれば、議題(2)北杜市環境基本条例の改定について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 北杜市環境基本条例の改定について説明。

(議長) この件について、質問などあれば挙手をお願いしたい。

(委員) 今日のところはまだ条例改正案までではないのか。

(事務局) 現時点で条例改正案まではお示しできないが、なるべく早い段階でお示しできるよう進めていきたい。

(委員) 少しでも具体的なものがあれば意見を出しやすいので、参考となるものを示していただきたい。

(事務局) 現行の条例は、第1章に、市、事業者及び市民の責務の記載がある。その中に市への来訪者いわゆる観光や仕事で市を来訪する者のごみの排出を抑制する文言を追加したいと考えている。また、水質汚濁につながる行為をしないというような文言の追加及び環境への負荷を低くする努力の記載を考えている。

(委員) 管理されているキャンプ場については対応ができると思うが、川や山などの誰もいない場所についてはどのように考えているか。

(事務局) 現行の条例には観光客などの来訪者の責務の記載が一切ない。したがって、まず条例を強化し、そしてその条例に基づき監視体制の強化、例えば防犯カメラの設置などの対応を進めていきたいと考えている。

(委員) 経緯のところを読むと、5行目の一部の心ない方々というのが、市外の方のみと受け取りかねない。ごみを捨てるのが本当に市外の方かどうかまではわからないため、例えば市内外を問わずという表現を入れ、誤解を招かないような表現にしてもらいたい。

(事務局) ご意見を参考にさせていただく。

(委員) ごみの不法投棄とは関係ないが、私有地の山でテントを張って火を燃やしていた人がいた。火災につながるような火の扱いではなかったが、危険な行為である。今後、このような来訪者に対する責務を取り入れていただきたい。また、

現在の条例で対応できるものがあれば教えていただきたい。

(事務局) 今キャンプが流行っており、山などで煮炊きをする方が増えてきたが、我々が一番心配していることが火事である。不法投棄だけでなくこのことについての文言も検討しつつ反映していきたい。

(委員) 今回の改正については、市への来訪者の責務を明記するためのものと解釈しているが。

(事務局) そのとおりである。さきほど出た意見を反映しながら来訪者に対する責務を記載していきたい。

(議長) 他に意見などないようであれば、議題(3)食品ロス削減運用指針について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 食品ロス削減運用指針について説明。

(議長) この件について、質問などあれば挙手をお願いしたい。

(委員) 資料3ページの運用指針の意義の6行目食品廃棄物等のカッコの中に有価として扱われるものとあるが、廃棄物の中で有価として扱われるものとして例えばどのようなものがあるか。

(事務局) 食べ物の過剰除去部分いわゆる可食部が挙げられる。まだ食べられる部分だが捨てられてしまう部分のことである。

(議長) 資料4ページの関係部署との協力体制のところいくつかの課が書かれているが、関係課と連携をしてほしい。私は商工・食農課主催のおはよう朝ごはんコンテストの審査員をしているが、審査の項目に残渣の量を入れるよう提案してみた。こういったことも連携で動くことが出来ると思うので、縦割りではなく関係課と連携して動いていただきたい。

(委員) 今回の組成調査で、家庭から出る食品ロスと飲食店やスーパーなどの事業者から出る食品ロスどちらが多かったのか教えていただきたい。

(事務局) 今回の組成調査は家庭ごみのみ行った。しかしながら、エコパークつつおかにおいても事業者から出る食品廃棄物の量がかなり多い状況となっている。組成調査で食品廃棄物を調べた結果、賞味期限前に破棄されたものや過剰除去部分が多くあり、もったいないという思いがあった。そのため来年度はまず家庭での取り組みを重視していきたい。そして、商工会や飲食店と連携し、食べきりなどを実践しながら事業者に対する食品ロス削減にも取り組んでいきたい。

(委員) 教育現場における食品ロス削減においては小学校3年生のカリキュラムに入れることが効果的であるとなっているが、この辺りを詳しく教えていただきたい。

(事務局) 先進地である松本市より、小学校2、3、4年生に食品ロス削減の授業を行った結果、最も効果があったのが小学校3年生であるというデータをいただいた。具体的には、学校であった出来事を家庭で話す割合が小学校3年生が一番高いというアンケート結果が出ており、家庭で何ができるか話し合ったという意見も出た。これを踏まえると、子供のうちからの教育が重要と考えており、保育園担当や給食担当また食農課と連携しながら啓発活動を行っていききたい。

(委員) スーパーでの食品ロスが一番気になるため、資料5ページの取組対象のところにスーパーも含めていただきたい。また、スーパーでは賞味期限前のもも破棄されてしまうため、そういったものをフードバンクに寄付できないかと思う。

(事務局) 賞味期限前のもを棚から卸してしまう、いわゆる三分の一ルールがあるが、ルールの見直しをスーパーなどの小売店にお願いしながら、また、社会福祉協議会などの団体への流通システムが構築できるように考えていきたい。

(委員) 小学校などを回って食育などを行うと説明していたが、具体的には誰が行う

のか。市の職員が行うのか。

(事務局) 当課に紙芝居があるため、我々職員が読み聞かせを行ったり、それが難しいようであれば先生にお願いをすることを考えている。また、こういった紙芝居を高校生と協力できたらとも思っている。高校生も一緒に行うことで食品ロス削減を全体で取り組むことができる。

(委員) とてもいいと思う。高校生も食品ロス削減を考えるきっかけになると思う。こういった取り組みを市が北杜市内の保育園や小学校で実施していただき、子どものうちから食べ物を残さないという意識付けをしていただきたい。また、小売店やコンビニに対して、賞味期限が迫ったものを積極的に割引にして売りさばいていただくよう市から依頼をしてほしい。私自身も奥から商品を取っていたが手前からとるようにしていきたい。

(委員) フードバンクの活用の話が出たが、実際どこに持っていけばいいのかわからないため、広報に北杜市内のフードバンクについて載せたほうがよい。

(事務局) 市内で積極的に行っているのが北杜市社会福祉協議会となる。今後社会福祉協議会と連携しながら周知をしていきたい。

(委員) 商品を奥から取るのか手前から取るのかそういったところでも意識改革が必要と感じる。先ほどの紙芝居についてはとてもいいことだと思う。子どももそうだが人は考えれば考えるほど実行したくなり、実際にやってみると当たり前になる。それを繰り返していくと意識改革につながると思うので、ぜひこの取り組みを推進してもらいたい。

(議長) 資料5ページの全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に北杜市が加盟したことはとてもいいことだと思う。県内ではまだ4市町しか加盟していない。ネットワークを通じて色々な情報が入り取り組みやすくなると思う。また、食品ロスのごみの問題だけではない。食品ロスが地球温暖化につながることも伝えていくことが必要と考える。このことについてもどこかに入れていただきたいが可能か。もう一つ、資料24ページの教育現場における食品ロス削減事業案については何か資料にすることか。

(事務局) 文言については今後反映をしていきたいと思う。

(議長) 他に意見などないようであれば、議題(4)その他、ごみの排出状況について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) ごみの排出状況について説明。

(議長) この件について、質問などあれば挙手をお願いしたい。

(委員) 資料1ページの一般廃棄物排出量及び収集・運搬費用について、平成30年度と令和元年度を比較した場合、排出量の伸びに対して費用がかなり増加している。この要因は何か。

(事務局) 収集・運搬費用については、4品目にそれぞれ単価が設定されており、単価×排出量が収集運搬費用となっている。平成30年度まではすべての品目が同じ単価であったが、令和元年度に可燃粗大ごみ及び不燃粗大ごみの単価が上がり、また消費税が増税された。この2つが主な要因である。

(委員) 費用の増加に対して何か対策はあるか。

(事務局) 市内の収集・運搬については収集運搬の許可業者で構成されている組合に委託をしているが、適正な単価について組合と協議すること、また、なにより市民の方にごみの減量についての取り組みをお願いすること、これらによって費用増加を抑えることができると考えている。

(委員) できるだけ費用が抑えられるようにしていきたい。

(委員) 再生利用率について、これは北杜市の数字なのか国の数字なのか、また、20%しか再生されていないが残りの80%はどのようなになっているのか、さらに再生というのは具体的にどのようなものに再生されているのか教えていただきたい。

(事務局) 再生利用率については北杜市の数字である。そして、資源物として出されたものでも、不適切に分別されたもの、汚れやにおいがあるものについては再生が不可能なため、通常のごみとして処分されている。最終的にはプラスチックや紙は新たな製品に、金属については鉄、アルミなどの種類ごとに再生され資材として利用されている。また、中間処理後の再生利用を含むと記載があるが、これは焼却処分を行ったあとの残渣、いわゆるスラグについてであり、こちらアスファルトなどに再生利用されており、これも含めた数字となっている。

(委員) 缶やビンなどの資源について、きれいに洗えば資源となるが、洗わずにごみとして排出する人が多い。手間がかかるが資源として排出する意識を持たせていかないと排出量は増えないと思われる。その点をチラシなどで市民へ周知してほしい。

(議長) 他に意見などないようであれば、議題(4)その他、一般廃棄物処理基本計画について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 一般廃棄物処理基本計画について説明。

(議長) この件について、質問などあれば挙手をお願いしたい。

(委員) 小さいサイズのごみ袋はどこで購入できるか。

(事務局) 北杜市商工会加盟店で取り扱っているが、すべてのお店で取り扱ってはいない。販売を取り扱ってもらえるよう再度商工会へお願いをしたいと思う。

(議長) 他に意見などないようであれば、議題(4)その他、委員の任期について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 委員の任期について説明。

(議長) それでは、以上で議事を終了する。

4 閉会（仲澤副会長）

会議終了 午後0時10分

以上、令和2年度第2回北杜市環境審議会の内容を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名 _____ 印

署名 _____ 印